別記様式１

工 事 着 手 届

 　　年　　月　　日

 北 海 道 知 事 様

 　　　　届出者 住 所 法人にあっては、主たる事務所

 　　 　　の所在地

 　　 氏 名 法人にあっては、その名称及び

 　　 代表者の氏名

この度、認定に係る工場等の工事に着手しましたので、企業立地促進費補助金交付要領第11の１の規定により届け出ます。

 １　工場等の名称及び所在地並びに当該工場等に係る認定年月日及び指令番号

 名　称

 所在地

 認定年月日

 指令番号

 ２　着手年月日

 ３　完成予定年月日

別記様式２

工 事 完 成 届

 　　年　　月　　日

 北 海 道 知 事 様

 　　　　届出者 住 所 法人にあっては、主たる事務所

 　　　　の所在地

 　　 氏 名 法人にあっては、その名称及び

 　　 代表者の氏名

この度、認定に係る工場等の工事が完成しましたので、企業立地促進費補助金交付要領第11の２の規定により届け出ます。

 １　工場等の名称及び所在地並びに当該工場等に係る認定年月日及び指令番号

 名　称

 所在地

 認定年月日

 指令番号

 ２　投資額の内訳

 別 紙

 ３　完成年月日

 ４　工場等の現況

別 紙

**投資額の内訳**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種 別 | 認定申請時 | 完 成 時 | 備　 考 |   |
| 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 |
|  建物及びその附属 設備 構築物 機械及び装置 船　舶 航空機 車両及び運搬具 工具、器具及び 備品 ソフトウェア |  | 　　　　　円 |  | 　　　　　円 | 　建物の完成年月日 |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

注　記入に当たっては、規則別記第１号様式の別紙「立地計画」の４の（１）の注に準ずること。

別記様式３

操 業 ( 事 業 ) 開 始 届

 　　年　　月　　日

 北 海 道 知 事 様

 　　　　届出者 住 所 法人にあっては、主たる事務所

 　　 　　の所在地

 　　 氏 名 法人にあっては、その名称及び

 　　 代表者の氏名

この度、認定に係る工場等の操業（事業）を開始しましたので、企業立地促進費補助金交付要領第11の３の規定により届け出ます。

 １　工場等の名称及び所在地並びに当該工場等に係る認定年月日及び指令番号

 名　称

 所在地

 認定年月日

 指令番号

 ２　操業（事業）開始年月日

 ３　工場等の現況

 ４　新設（増設）に伴い増加した常用雇用者の内訳

 別 紙

別 紙

新設（増設）に伴い増加した常用雇用者の内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　 名 | 生年月日 | 業務の種　類 | 雇　入年月日 | 住　 　所 | 常用･臨時の別 | 備 考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

 　注　当該工場等の新設又は増設に伴い増加した常用雇用者（道外の工場等からの配置換えの者及び技術　取得のため他の自社工場等で訓練を受けている者を含み、道内の同一企業内での配置換えの者は含まない。）を労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に基づく労働者名簿から転記すること。なお、　出向者については、「備考」欄に「出向」と記載すること。

別記様式４

認　定　計　画　変　更　届

 　　年　　月　　日

 北 海 道 知 事 様

 　　　　届出者 住 所 法人にあっては、主たる事務所

 　　 　　の所在地

 　　 氏 名 法人にあっては、その名称及び

 　　 代表者の氏名

この度、認定計画の下記事項を変更しましたので、企業立地促進費補助金交付要領第11の４の規定により、届け出ます。

 １　工場等の名称及び所在地並びに当該工場等に係る認定年月日及び指令番号

 名　称

 所在地

 認定年月日

 指令番号

 　 ２　変更の内容

 注　２については、新旧を比較対照すること。なお、本様式による届出を要する事項は以下のとおり

 　(1)　工事完成予定年月日又は操業等の開始予定年月日について、当該認定事業者の決算期を超えた変更が生ずる場合

 　 　 (2) 認定計画の「５　企業立地に必要な資金の調達計画」の「（２）他の補助金の交付（予定）」に記入した、道の他の補助金（建設工事費に限る。）に係る「交付（予定）額」に変更が生ずる場合

別記様式５

補 助 金 使 途 報 告 書

 　　年　　月　　日

 北 海 道 知 事 様

 　　　　提出者 住 所 法人にあっては、主たる事務所

 　　 　　の所在地

 　　 氏 名 法人にあっては、その名称及び

 　　 代表者の氏名

この度、企業立地促進費補助金交付要領第11の５の規定により、補助金の使途を次のとおり報告します。

 １　工場等の名称及び所在地並びに当該工場等に係る補助金の交付決定年月日及び指令番号

 名　称

 所在地

 交付決定年月日

 指令番号

 ２　補助金の額

 円

 ３　使途の明細

 ４　充当した年月日

 注　充当の事実を証する書類の写し及び充当した施設等の写真を添付すること。

別記様式６

登　記　事　項　等　変　更　届

 　　年　　月　　日

 北 海 道 知 事 様

 　　　　届出者 住 所 法人にあっては、主たる事務所

 　　 　　の所在地

 　　 氏 名 法人にあっては、その名称及び

 　　 代表者の氏名

この度、下記のとおり名称（住所、代表者）を変更しましたので、企業立地促進費補助金交付要領第11の６の規定により届け出ます。

 １　工場等の名称及び所在地並びに当該工場等に係る認定年月日（交付決定を受けている場合にあっては、補助金の交付決定年月日）及び指令番号

 名　称

 所在地

 認定（交付決定）年月日

 指令番号

 　 ２　変更の内容

 注　２については、新旧を比較対照し、法人の登記事項証明書等の証明書類を添付すること。

別記様式７

譲　　渡　 届

年　　月　　日

 　　　北 海 道 知 事 様

 　　　　届出者 住 所 法人にあっては、主たる事務所

 　　 　　の所在地

 　　 氏 名 法人にあっては、その名称及び

 　　 代表者の氏名

この度、次のとおり工場等を譲渡しましたので、企業立地促進費補助金交付要領第11の７の規定により届け出ます。

　１　譲受人の住所及び氏名

　 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

 　 氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

　２　譲渡前における工場等の名称及び所在地並びに当該工場等に係る補助金の交付決定年月日及び指令番号

 　 名　称

　 所在地

 　 交付決定年月日

 　指令番号

３　譲渡後における工場等の名称

４　譲渡年月日

５　譲渡の理由

　　注　譲渡の事実を証する書類を添付すること。

別記様式８

工 場 立 地 証 明（申 請）書

 　年　　月　　日

 　 様

 　 申請人　　住 所

 　 氏 名 　 

|  |  |
| --- | --- |
|  証明書の使用目的 | 　北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則に基づく認定申請書に添付 |

上記の目的に使用するため、下記の事項の証明を願います。

記

次の工場等は、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則における別表第１の備考３の規定に基づく工業団地の区域内に立地するものである。

|  |  |
| --- | --- |
| 工業団地の名称 |  |
| 工場等の名称 |  |
| 工場等の所在地 |  |

 上記のとおり証明します。

 　　年 月　　日

 　 工業団地　　　住 所

 　 事業主体

 　 氏 名 

別記様式９

雇 用 者 の 雇 用 維 持 に つ い て

 年　　月　　日

 北 海 道 知 事 様

 　　届出者 住 所 法人にあっては、主たる事務所

 　　の所在地

 　 氏 名 法人にあっては、その名称及び ㊞

 代表者の氏名

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第13条第１項の規定に基づく補助金の交付申請にあたり、補助金交付申請書（規則別記第５号様式）の別紙２に記載した「算定の対象となる増加常用雇用者数（①から③までの最小値）」（ただし、補助金交付決定時に減員された場合には、補助指令文に記載される雇用増の人数）について、補助金交付決定後10年間は雇用を維持するよう努めます。

別記様式10

環境配慮型工場等における年間エネルギー消費量の算出方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| エネルギーの種類 | 単位 | 年間使用量A | 外部供給量B | 実使用量C（A-B） | 熱量D（C×E） | 単位発熱量E | 単位 | 排出係数F | CO2排出量G（D×F×44/12） |
| 化石燃料 | 原油（コンデンセートを除く。） | kl |  |  |  |  | 38.3 | GJ/kl | 0.0190 |  |
| 原油のうちコンデンセート（NGL） | kl |  |  |  |  | 34.8 | GJ/kl | 0.0183 |  |
| 揮発油 | kl |  |  |  |  | 33.4 | GJ/kl | 0.0187 |  |
| ナフサ | kl |  |  |  |  | 33.3 | GJ/kl | 0.0186 |  |
| ジェット燃料油 | kl |  |  |  |  | 36.3 | GJ/kl | 0.0186 |  |
| 灯油 | kl |  |  |  |  | 36.5 | GJ/kl | 0.0187 |  |
| 軽油 | kl |  |  |  |  | 38.0 | GJ/kl | 0.0188 |  |
| A重油 | kl |  |  |  |  | 38.9 | GJ/kl | 0.0193 |  |
| B・C重油 | kl |  |  |  |  | 41.8 | GJ/kl | 0.0202 |  |
| 石油アスファルト | t |  |  |  |  | 40.0 | GJ/t | 0.0204 |  |
| 石油コークス | t |  |  |  |  | 34.1 | GJ/t | 0.0245 |  |
| 石油ガス | 液化石油ガス（LPG） | t |  |  |  |  | 50.1 | GJ/t | 0.0163 |  |
| 石油系炭化水素ガス | 千㎥ |  |  |  |  | 46.1 | GJ/千㎥ | 0.0144 |  |
| 可燃性天然ガス | 液化天然ガス（LNG） | t |  |  |  |  | 54.7 | GJ/t | 0.0139 |  |
| その他可燃性天然ガス | 千㎥ |  |  |  |  | 38.4 | GJ/千㎥ | 0.0139 |  |
| 石炭 | 輸入原料炭 | t |  |  |  |  | 28.7 | GJ/t | 0.0246 |  |
| コークス用原料炭 | t |  |  |  |  | 28.9 | GJ/t | 0.0245 |  |
| 吹込用原料炭 | t |  |  |  |  | 28.3 | GJ/t | 0.0251 |  |
| 輸入一般炭 | t |  |  |  |  | 26.1 | GJ/t | 0.0243 |  |
| 国産一般炭 | t |  |  |  |  | 24.2 | GJ/t | 0.0242 |  |
| 輸入無煙炭 | t |  |  |  |  | 27.8 | GJ/t | 0.0259 |  |
| 石炭コークス | t |  |  |  |  | 29.0 | GJ/t | 0.0299 |  |
| コールタール | t |  |  |  |  | 37.3 | GJ/t | 0.0209 |  |
| コークス炉ガス | 千㎥ |  |  |  |  | 18.4 | GJ/千㎥ | 0.0109 |  |
| 高炉ガス | 千㎥ |  |  |  |  | 3.23 | GJ/千㎥ | 0.0264 |  |
| 発電用高炉ガス | 千㎥ |  |  |  |  | 3.45 | GJ/千㎥ | 0.0264 |  |
| 転炉ガス | 千㎥ |  |  |  |  | 7.53 | GJ/千㎥ | 0.0420 |  |
| 都市ガス | 千㎥ |  |  |  |  | (45)※1 | GJ/千㎥ | 2.05 |  |
| その他 | （　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |
| 熱 | 他者から購入した熱 | 産業用蒸気 | GJ |  |  |  |  | 1.17 |  | 0.0654 |  |
| 産業用以外の蒸気 | GJ |  |  |  |  | 1.19 |  | 0.0532 |  |
| 温水 | GJ |  |  |  |  | 1.19 |  | 0.0532 |  |
| 冷水 | GJ |  |  |  |  | 1.19 |  | 0.0532 |  |
| 小計 |  |
| 電気 | 電気事業者からの買電（基礎排出係数） | 千kWh |  |  |  |  | 8.64 | GJ/千kWh | (0.533)※２ |  |
| 電気事業者からの買電（基礎排出係数）※複数契約の場合 | 千kWh |  |  |  |  | 8.64 | GJ/千kWh | (0.533)※２ |  |
| 電気事業者からの買電（基礎排出係数）※複数契約の場合 | 千kWh |  |  |  |  | 8.64 | GJ/千kWh | (0.533)※２ |  |
| 小計 |  |
| 合計 |  |

※１　初期値は北海道ガス㈱の換算係数。その他の供給事業者と契約している場合は、契約している事業者の換算係数を記入すること。

※２　初期値は北海道電力㈱の基礎排出係数。その他の電力会社と契約している場合は、契約している事業者の基礎排出係数を記入すること。

※３　年間消費エネルギー量は、本様式の「数値Ｇ（CO2排出量）」の合計欄を使用すること。

※４　年間消費エネルギー低減量の割合については、本様式を用いて、「通常の設備の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量」及び「省エネルギーのための先進的な設備の導入や新エネルギーの活用を行った場合の年間消費エネルギー量」をそれぞれ算出し、その差分を「低減された年間消費エネルギー量」として、次式により算出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 低減された年間消費エネルギー量 | ×100 |
| 通常の設備の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量 |

別添様式１

企業立地促進費補助金認定申請に関する確認書

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　北 海 道 知 事 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住 所 法人にあっては、主たる事務所

 　　　　 　　　　　　　　　　　 の所在地

 　 　　　 　　　　　　氏　　　　 名 法人にあっては、その名称及び

 　　　 　　　　　　　　　　代表者の氏名

この度の当社○○工場（事業所）の立地計画に当たり、別紙「チェックリスト」の全ての事項を確認した上で企業立地促進費補助金の認定を申請します。

別紙

■チェックリスト■

・内容をよくお読みになり、ご理解・ご同意いただけたらチェックをお願いします。

・ご不明な点がありましたら、経済部産業振興局産業振興課までお問い合わせください。

＜申請日について＞

□申請日が工事着手日の前90日から工事着手日までの期間内（本社機能移転事業（賃借）の場合は、雇用増の要件を満たす日前60日から雇用増の要件を満たした後30日までの期間内）であることをご確認ください。

＜環境の保全について＞

□北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）又は公害関係法令の規定による届出等の状況を確認するため、当該立地計画に関する情報を立地（予定）先市町村（既に北海道内に工場等を有する場合は、当該工場等が立地する市町村を含む。）に提供することに同意します。

＜投資額について＞

□補助金の対象となる資産は、固定資産台帳に登載される減価償却資産（工事着手日から工事完成日までに取得されたものに限る。）のうち、以下に掲げるものです。

　１　事業所（工場）の操業のために直接使用される施設

　２　内部環境施設

　　　見学者用施設（展示用施設を含む。）、会議室、教育研修関連施設、守衛室、倉庫（工場等と機能的に一体となっているもの）その他これらに類する施設

　３　福利厚生施設（職員が利用するものに限る。）

　　　休憩室、食堂、売店、トイレ、更衣室、浴室、シャワー室、仮眠室、診療室、保育・託児施設その他これ　　　らに類する施設

　４　敷地内の環境整備施設

　　　緑化施設、駐車場その他これらに類する施設

□以下のものは、補助金の対象外です。

　１　土地

　２　固定資産台帳に登載されない施設（ファイナンス・リース物件を除く。）

　３　営業、販売及び物流のための専用の施設及び事業所の操業と無関係な施設

　　　物流関連施設（入出荷ヤードや原料・製品保管庫など工場等と機能的に一体となっているものを除く。）、　　　職員住宅、独身寮、職員会館、体育館、テニスコート、野球場、サッカーグラウンド、送迎バス、配送トラック、除雪車その他これらに類する施設

　４　オペレーティング・リースに該当する施設

　５　国の補助制度（道及び市町村の補助制度でも、財源の全部又は一部が国費であるものを含む。）により補助を受けている施設

□対象となる建物内に以下の対象外部分が含まれている場合は、建物及び建物付属設備の投資額が当該対象外部分の面積割合に応じて補助対象投資額が減額されます。

　また、その場合、別添様式２－１又は２－２に必要事項を記載して、提出する必要があります。

　１　補助金の申請業種（事業）以外の業種（事業）に供されるエリア

　　　例１：データセンター事業とソフトウェア業を営む事業所において、データセンター事業で補助金を申請した場合、ソフトウェア業に供するエリアは対象外となる。

　　　例２：水産物の加工と卸売を営む事業所において、製造業（水産食料品製造業）で補助金を申請した場合、卸売業（水産物卸売業）に供するエリアは対象外となる。

　２　専ら営業、販売など補助対象外業種のために供されるエリア

　なお、共用部分がある場合の補助対象面積の算出方法は次のとおりです。

　　ア　共用部分の補助対象面積

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （共用部分の面積）× | （補助対象面積） | ＝〈共用部分の補助対象面積〉 |
| （補助対象面積）＋（補助対象外面積） |

　　イ　全体の補助対象面積

　　（補助対象面積）＋（共用部分の補助対象面積）＝（全体の補助対象面積）

□「工場等の更新を伴う増設」とは次のものを言い、該当する場合、補助対象投資額が減額する可能性があります。

　また、その場合、別添様式３－１又は３－２に必要事項を記載して提出する必要があります。

　１　既存事業所の閉鎖を伴う増設（移転）

　２　既存事業所の閉鎖を伴わないが、申請事業所内で固定資産台帳上「機械及び装置」の除却・売却・廃棄が伴う増設

　　　なお、「機械及び装置」区分に該当する資産の除却・売却・廃棄の有無については固定資産台帳により判断します。

　　　また、補助対象投資額については、新たに取得した資産の固定資産台帳上の「取得価額」を「更新後の製造の能力等」、除却・売却・廃棄する資産の固定資産台帳上の「期末帳簿価額」を「更新前の製造の能力等」として、次式により算出します。

　　（取得価額の合計額）×｛（新規設備の取得価額）－（除却・売却・廃棄資産の期末帳簿価額）｝

（新規設備の取得価額）

□過去に本補助金の交付対象となった工場等を、操業等が休止又は廃止した後に取得する場合については、原則補助対象になりません。

□類型Ⅱで申請する場合（工業団地又は地域経済牽引事業促進法適用地域特例の区分での申請を除く）であって、道の補助金が市町村の助成措置を上回る場合、道の補助金交付額が当該市町村の助成相当額に調整される場合があります。

＜雇用増について＞

□新規常用雇用者には、営業及び販売、配送等に従事する従業員が含まれません。

　ただし、補助対象施設と一体的に事業を行う施設を併設する場合に、併設施設の新規常用雇用者を２名まで雇　用増の人数に含めることができます。

□事業所の操業主体である申請者が直接雇用している常用雇用者のみが雇用増の補助対象となり、運営委託等は認められません。ただし、出向については、道外から道内に出向した者のうち道内に住所を有する者（以下、「出向者」という。）１名を雇用増の人数に含めることができます。

□常用雇用者には以下の条件を満たす者のみが該当します。

　１　雇用期間の定めのない者であること。

　２　雇用保険・健康保険・厚生年金保険の被保険者であること

　なお、雇用期間の定めのある場合でも、次のアからウをいずれも満たす場合は、別添様式４－１又は４－２及び雇用契約書の写しを提出することで、雇用期間の定めのない者と同様に扱うことができます。

　　ア　勤務形態が正規雇用者と同等であること。

　　イ　雇用契約に自動更新条項及び更新回数の制限を行わない旨の条項を設けるとともに、業務量など経営上の理由により更新を行わない旨の条項を設けていないこと。

　　ウ　雇用者の長期欠勤等重大な勤務不良がない限りは雇用契約を更新する旨の事項が明記されていること。

□増設の場合、雇用増の算定対象となるのは、次に掲げる人数のうち最少のものとします。

　１　第13条第１項の規定による補助金の交付の申請の日（以下「補助金交付申請日」という。）における当　該事業者の道内全体の常用雇用者の人数から当該増設に係る次条第２項の規定による認定の申請前３年間における決算期ごとの当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数のうち最大のものを控除した人数

２　当該工場等が属する事業所における当該増設に係る次条第２項の規定による認定の申請の日から補助金　交付申請日までに増加した常用雇用者の人数

３　当該増設に係る次条第２項の規定による認定の申請の日から補助金交付申請日までに増加した当該事業　者の道内全体の常用雇用者の人数

※既に認定された出向者がいる場合は、それぞれ認定された出向者を加えること

＜補助金の支払いについて＞

□認定申請時又は補助金交付申請時に債務超過（貸借対照表の純資産がマイナス）である場合、以下の書類をご提出いただく必要があります。また、提出いただいた場合も、審査の結果、補助金が交付できない場合があります（賃貸型高度物流関連事業の場合、施設設置者の財務状況を確認します）。

　　１　親会社又はグループ会社による事業継続に係る確約書（別添様式５）

　　２　申請者及び申立人である親会社（又はグループ会社）の直近の財務状況が確認できる資料（直近の月次残高試算表など）

□補助金は、次表のとおり最長10年の範囲内で分割して交付される場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付金額 | 期間 |
| １億円未満 | １年 |
| １億円以上２億円未満 | ２年 |
| ２億円以上３億円未満 | ３年 |
| ３億円以上４億円未満 | ４年 |
| ４億円以上５億円未満 | ５年 |
| ５億円以上 | 10年 |

□補助金の交付申請は、工事が完成した事業年度の決算終了後の２ヶ月以内に行う必要があり、期限までに申請　しなかった場合又は金額の確定に必要な書類が出揃わなかった場合、補助金の支払いが遅れることがあります。

□道の他の補助金を受けている場合、その額を企業立地補助金の交付額から控除します。

＜提出書類について＞（全ての書類が揃っていることをご確認下さい。）

□立地計画認定申請書（規則別記第１号様式）

□投資設備明細一覧表（別添様式３－１）

□建物及び建物付属設備の面積按分計算表（別添様式２－１）　※対象外の施設がある場合のみ

□工場立地証明書（別記様式８）又はこれに準ずるもの　※類型Ⅱの工業団地の区分で申請する場合のみ

□工場位置図

□生産工程図

□会社沿革・現況（主要株主及び持株比率が記載された資料）

□道外既存工場の概要（所在地、名称、生産能力（製造業に限る。）が記載された資料）

□直近３期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（新会社においては、設立総会の議事録などの設立の趣旨が示された資料）

□定款

□登記事項証明書

□その他資料（会社パンフレットなど）

　以下、再生可能エネルギー活用型データセンターのみ

□データセンターで使用する年間消費電力量と再生可能エネルギー由来の年間消費電力量の積算内容を記載した書類

□小売電気事業者との間で交わされる電気需給契約書の写しなど再生可能エネルギー由来の電力の活用を証明する書類

　以下、新エネルギー供給業のみ

□電力会社との系統連系に係る各種契約書（再生可能エネルギー発電設備の認定通知書、発電設備の系統連系検討結果、系統連系及び電力購入申込書など）

□系統図

　以下、環境配慮型工場等に該当する場合のみ

□環境配慮型工場等における年間のエネルギー消費量の算出方法（別記様式10）

□省エネルギーを目的とした先進的な設備又は新エネルギーを活用するために設置する設備のカタログ及び配置図

□外部から新エネルギー由来の電力を購入する場合にあっては、「グリーン電力証書」等の新エネルギー由来の電力であることを証明する書類の写し

　以下、高度物流関連事業の場合のみ

□規則別表第３の12に掲げる高度物流関連事業の要件を満たすことが確認できる書類

□賃貸契約書の写し　※賃貸型高度物流関連事業に該当する場合のみ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属・氏名　　　　　　　　　　（自署）

別添様式２－１

建物及び建物付属設備の面積按分計算表（認定申請時）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：㎡）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設（部屋・エリア）名 | 面積 | 対象 | 対象外 | 共用 | 備考 |
| ※記載例 |  |  |  |  |  |
| 製造室 | 300.00 | ○ |  |  |  |
| 商談室１ | 200.00 |  | ○ |  |  |
| 商談室２ | 200.00 | ○ |  |  | 原料メーカーとの打合せに使用し、営業用として用いないため「対象」とする。 |
| 休憩室 | 100.00 |  |  | ○ |  |
| 出荷ヤード | 100.00 | ○ |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小計 | 900.00 | 600.00 | 200.00 | 100.00 |  |

　注１：建築確認申請に用いた求積図など部屋毎の面積を記載した資料を基礎として算出すること。

　注２：対象面積は、小数点第３位を切り捨てて小数点第２位まで記載すること。

　　　　対象外面積は、小数点第３位を切上げて小数点第２位まで記載すること。

　注３：以下の掲げるものは対象外スペースとして分類すること。

　　　　・申請業種（事業）以外の業種（事業）の操業に供するエリア

　　　　　例１：データセンター事業とソフトウェア業を営む事業所において、データセンター事業で補助金を申請した場合、ソフトウェア業に供するエリアは対象外となる。

　　　　　例２：水産物の加工と卸売を営む事業所において、製造業（水産食料品製造業）で補助金を申請した場合、卸売業（水産物卸売業）に供するエリアは対象外となる。

　　　　・営業及び販売のための専用エリア

＜記載方法＞

１　建物内のエリアを補助対象、補助対象外、共用に分け、その施設（部屋・エリア）名と面積を上表に記載する（建物が複数棟ある場合は建物毎に本様式を使用し按分を行う）。

２　共用部分がある場合は、共用部分の補助対象面積を次式により算出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （共用部分の面積）× | （補助対象面積） | ＝〈共用部分の補助対象面積〉 |
| （補助対象面積）＋（補助対象外面積） |

３　全体の補助対象面積（補助対象面積＋共用部分の補助対象面積）を下表の(Ａ)に、全体の面積から（Ａ）を差し引いた全体の補助対象外面積を下表の（Ｂ）に記載し、按分係数を算出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象面積（Ａ） | 675.00 |     |
| 補助対象外面積（Ｂ） | 225.00 |
| 按分係数（Ａ／［Ａ＋Ｂ］） | 0.75 |

別添様式２－２

建物及び建物付属設備の面積按分計算表（交付申請時）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：㎡）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設（部屋・エリア）名 | 面積 | 対象 | 対象外 | 共用 | 備考 |
| ※記載例 |  |  |  |  |  |
| 製造室 | 300.00 | ○ |  |  |  |
| 商談室１ | 200.00 |  | ○ |  |  |
| 商談室２ | 200.00 | ○ |  |  | 原料メーカーとの打合せに使用し、営業用として用いないため「対象」とする。 |
| 休憩室 | 100.00 |  |  | ○ |  |
| 出荷ヤード | 100.00 | ○ |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小計 | 900.00 | 600.00 | 200.00 | 100.00 |  |

　注１：建築確認申請に用いた求積図など部屋毎の面積を記載した資料を基礎として算出すること。

　注２：対象面積は、小数点第３位を切り捨てて小数点第２位まで記載すること。

　　　　対象外面積は、小数点第３位を切上げて小数点第２位まで記載すること。

　注３：以下の掲げるものは対象外スペースとして分類すること。

　　　　・申請業種（事業）以外の業種（事業）の操業に供するエリア

　　　　　例１：データセンター事業とソフトウェア業を営む事業所において、データセンター事業で補助金を申請した場合、ソフトウェア業に供するエリアは対象外となる。

　　　　　例２水産物卸売業）に供するエリアは対象外となる。

　　　　・営業及び販売のための：水産物の加工と卸売を営む事業所において、製造業（水産食料品製造業）で補助金を申請した場合、卸売業（専用エリア

＜記載方法＞

１　建物内のエリアを補助対象、補助対象外、共用に分け、その施設（部屋・エリア）名と面積を上表に記載する（建物が複数棟ある場合は建物毎に本様式を使用し按分を行う）。

２　共用部分がある場合は、共用部分の補助対象面積を次式により算出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （共用部分の面積）× | （補助対象面積） | ＝〈共用部分の補助対象面積〉 |
| （補助対象面積）＋（補助対象外面積） |

３　全体の補助対象面積（補助対象面積＋共用部分の補助対象面積）を下表の(Ａ)に、全体の面積から（Ａ）を差し引いた全体の補助対象外面積を下表の（Ｂ）に記載し、按分係数を算出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象面積（Ａ） | 675.00 |     |
| 補助対象外面積（Ｂ） | 225.00 |
| 按分係数（Ａ／［Ａ＋Ｂ］） | 0.75 |

別添様式３－１

投資設備明細一覧表（認定申請時）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 資産区分 | 施設名 | 金額 | 新規購入設備 | 除却・売却・廃棄（予定） | 備考 |
| ※記載例 |  |  |  |  |  |
| 建物及びその付属設備 | 第一工場 | 1,000,000 | ○ |  |  |
| 構築物 | 外構工事 | 200,000 | ○ |  |  |
| 機械及び装置 | スライサー | 500,000 | ○ |  |  |
| 機械及び装置 | スライサー | 100,000 |  | ○ |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  | 1,800,000 | 1,700,000 | 100,000 |  |

　注１：除却（売却・廃棄）予定資産の金額は、認定申請日直近の固定資産台帳の期末帳簿価額とすること。

　注２：新規購入設備の金額については、見積書・工事契約書などの客観的な資料を基礎とすること。

　注３：新規購入設備のうち以下のものについては、対象外資産として除外されるので上表に記載しないこと。

　　　　１　土地

　　　　２　固定資産台帳に登載されない施設（ファイナンス・リース物件を除く。）

　　　　３　営業、販売及び物流のための専用の施設及び事業所の操業と無関係な施設

　　　　　物流関連施設（入出荷ヤードや原料・製品保管庫など工場等と機能的に一体となっているものを除く。）、職員住宅、独身寮、職員会館、体育館、テニスコート、野球場、サッカーグラウンド、送迎バス、配送トラック、除雪車その他これらに類する施設

　　　　４　オペレーティング・リースに該当する施設

　　　　５　国の補助制度（道及び市町村の補助制度でも、財源の全部又は一部が国費であるものを含む。）により補助を受けている施設

＜記載方法＞

１　補助対象となる資産及び金額を上表に記載し、同様に除却・売却・廃棄する予定の資産を上表に記載する。

２　資産区分毎に新規購入設備の合計額を算出し、下表の「取得価額の合計額」の欄に記載する。

３　資産区分毎に除却・売却・廃棄する予定の資産の合計額を算出し、「取得価額の合計額」から差し引いた額を「補助対象投資額」に記載する（「建物及びその付属設備」に対象外部分がある場合は、前述の額に別添様式２－１で算出した按分係数を乗じた額を「補助対象投資額」に記載する）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資産区分 | 取得価額の合計額 | 補助対象投資額 |
| 建物及びその付属設備 | 1,000,000 | 750,000 |
| 構築物 | 200,000 | 200,000 |
| 機械及び装置 | 500,000 | 400,000 |
| 車両及び運搬具 | 0 | 0 |
| 工具、器具及び備品 | 0 | 0 |
| ソフトウェア | 0 | 0 |
| 合計 | 1,700,000 | 1,350,000 |

別添様式３－２

投資設備明細一覧表（交付申請時）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 資産区分 | 施設名 | 金額 | 新規購入設備 | 除却・売却・廃棄 | 備考 |
| ※記載例 |  |  |  |  |  |
| 建物及びその付属設備 | 第一工場 | 1,000,000 | ○ |  |  |
| 構築物 | 外構工事 | 200,000 | ○ |  |  |
| 機械及び装置 | スライサー | 500,000 | ○ |  |  |
| 機械及び装置 | スライサー | 100,000 |  | ○ |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  | 1,800,000 | 1,700,000 | 100,000 |  |

　注１：除却（売却・廃棄）資産の金額は、除却（売却・廃棄）直前の固定資産台帳の期末帳簿価額とすること。

　注２：新規購入設備のうち以下のものについては、対象外資産として除外されるので上表に記載しないこと。

　　　　１　土地

　　　　２　固定資産台帳に登載されない施設（ファイナンス・リース物件を除く。）

　　　　３　営業、販売及び物流のための専用の施設及び事業所の操業と無関係な施設、物流関連施設（入出荷ヤードや原料・製品保管庫など工場等と機能的に一体となっているものを除く。）、職員住宅、独身寮、職員会館、体育館、テニスコート、野球場、サッカーグラウンド、送迎バス、配送トラック、除雪車他これらに類する施設

　　　　４　オペレーティング・リースに該当する施設

　　　　５　国の補助制度（道及び市町村の補助制度でも、財源の全部又は一部が国費であるものを含む。）により補助を受けている施設

＜記載方法＞

１　補助対象となる資産及び金額を上表に記載し、同様に除却・売却・廃棄資産を上表に記載する。

２　資産区分毎に新規購入設備の合計額を算出し、下表の「取得価額の合計額」の欄に記載する。

３　資産区分毎に除却・売却・廃棄資産の合計額を算出し、「取得価額の合計額」から差し引いた額を「補助対象投資額」に記載する（「建物及びその付属設備」に対象外部分がある場合は、前述の額に別添様式２－２で算出した按分係数を乗じた額を「補助対象投資額」に記載する）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資産区分 | 取得価額の合計額 | 補助対象投資額 |
| 建物及びその付属設備 | 1,000,000 | 750,000 |
| 構築物 | 200,000 | 200,000 |
| 機械及び装置 | 500,000 | 400,000 |
| 車両及び運搬具 | 0 | 0 |
| 工具、器具及び備品 | 0 | 0 |
| ソフトウェア | 0 | 0 |
| 合計 | 1,700,000 | 1,350,000 |

別添様式４－１

有期雇用者に係る申立書（認定申請時）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　北 海 道 知 事 様

 　　　　　　　　　　届出者　住 所 法人にあっては、主たる事務所の所在地

 　 氏 名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

１　この度、北海道○○市（町村）に（工場・事業所）を設立するに当たり、雇用増に係る有期雇用者については、実質的に雇用期間の定めのない者と同様とするため、次のとおり取り扱うことを申し立てます。

　(1)　雇用契約に自動更新条項を設け、更新回数の制限はしません。

　(2)　雇用者は、長期欠勤等重大な勤務不良がない限り雇用契約の更新をします。

２　認定申請日から補助金交付申請日までに採用した者で補助金交付に係る実地検査までに在籍している者を補

助金の算定基礎である雇用増の対象とし、交付申請後採用された者を対象としないことに異議はありません。

３　（他に工場・事業所がある場合は、その工場（事業所）等における雇用の実態を次の例により記載すること。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|   | （例）当社における他の（工場・事業所）の有期雇用者については、契約更新等により実質的に雇用期間の定めのない者と同様に取り扱っています。 |      |

※　申請工場等や自社他工場等で有期契約社員など雇用期間を定めて雇用している者がいる場合には、雇用契約　書の写し（１人・１年間分程度）等実態が分かる資料を添付すること。

　　また、当該申立書に基づく事項を記載した雇用契約書（予定）を添付すること。

別添様式４－２

有期雇用者に係る確約書（交付申請時）

 　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　北 海 道 知 事 様

 　　　　　　　　　届出者　住 所 法人にあっては、主たる事務所の所在地

 　 　　　　　　　 氏 名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名　㊞

　この度の当社○○工場（事業所）に係る企業立地促進費補助金の交付申請に当たり、有期雇用者については、今後も以下のとおり、実質的に雇用期間の定めのない者と同様に取り扱うことを確約します。

１　雇用契約に自動更新条項を設け、更新回数の制限はしません。

２　雇用者の長期欠勤等重大な勤務不良がない限りは雇用契約の更新に努めます。

別添様式５

事業継続に係る確約書

年　　月　　日

　　　北海道知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 届出者　住 所 法人にあっては、主たる事務所の所在地

 　 　　　　　　　　 氏 名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名　㊞

　現在、○○（子会社又はグループ会社名）は債務超過の状態ですが、これは○○（債務超過の原因）に起因するものであり、事業計画立案時より見込まれていたものです。

　操業開始後は○○（債務超過改善が見込める理由）により、債務超過の縮小が見込め、今後第○期までには解消できる見通しです。

　以上より、○○（子会社又はグループ会社名）の事業継続性には懸念はないものと考えていますが、万が一、○○（子会社又はグループ会社名）による○○（申請事業所名）の事業継続が困難となった場合は、当社又は関連会社が引き継いで事業を継続する旨を確約します。